

秋田県子ども・女性・障害者相談センター自家用電気工作物保安管理業務特記仕様書

1 適用

この特記仕様書は、秋田県子ども・女性・障害者相談センターにおける自家用電気工作物保安管理業務（以下「業務」という。）について定める。

本仕様書に記載されていない事項については「建築保全業務委託共通仕様書」（別添）による。

2 業務履行場所

秋田県子ども・女性・障害者相談センター
秋田市手形住吉町3番6号

3 業務履行期間

自 令和8年4月1日
至 令和9年3月31日

4 自家用電気工作物の概要

(1) 需要設備

- 設備容量：350kVA
- 受電電圧：6,600V

(2) 非常用予備発電装置

- 原動機：ディーゼルエンジン
- 容量：70kVA
- 電圧：200V

5 業務内容

(1) 月次点検

毎月1回、電気を使用したまま電気設備の点検・測定及び試験を実施し、その結果を記録して報告すること。

(2) 年次点検

毎年1回、電気を停止して、電気設備の精密点検及び試験を実施し、その結果を記録して報告すること。

なお、毎日3回の給食を調理し提供する必要があるため、年次点検はできる限り無停電で実施すること。

(3) 臨時点検

停電事故等があった場合は、迅速に出動し、原因調査を行い、応急措置、再発防止策について指導及び助言を行うこと。

(4) しゅん工検査

電気工作物の新設又は変更する際の設計の審査を行い、また官庁検査の立会いをすること。

(5) その他

当センターは、子ども・女性・障害者及び精神保健福祉に関する相談窓口に加え、一時保護された子ども等を24時間体制で保護する施設のため、停電時等の不足の事態に対して24時間・365日受付が可能な連絡体制を取り、速やかに対応すること。